

## 児童養護施設 若竹寮「若竹みらい創造基金」給付規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 児童養護施設若竹寮（以下、「若竹寮」という）を卒寮した児童の多くは、進学・就職時の初期・継続等の資金がないために進学を断念したり、途中で挫折することにもなっている。このため、児童が自己実現と自立のために、自身の最善の道を選ぶことができるよう進学・就職にかかる支援寄附金(以下、「寄附金」という)を募り、基金を設置し適正かつ確実な給付業務を実施するため本規程を定める。

#### (基金の名称)

第2条 卒寮する児童の明るい未来を応援するという意味を込め、基金の名称を「若竹みらい創造基金」（以下、「基金」という）とする。

#### (原資)

第3条 この基金の原資は、進学・就職支援を目的として若竹寮に寄せられた寄附金とする。尚、目的以外での原資の使用はこれを認めない。

#### (給付金の申請資格)

第4条 基金の給付金の申請は、次の各号の全てに該当する者とする。

- ① 申請時若竹寮に在籍しており、大学等への進学、又は就職を希望する児童
- ② 学習意欲が高く進学の目的が明確な児童、又は就職での自立意思が明確な児童
- ③ 保護者(親権者又は未成年後見人)のいない児童、又は保護者がいる場合でも、保護者から進学・就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童
- ④ 児童の担当職員の推薦を得て、施設長が同意をした児童
- ⑤ 若竹みらい創造基金給付金にかかる義務の誓約書に同意する児童
- ⑥ 保護者の同意を得た児童又は保護者がいない児童については施設長の同意を得た児童。

#### (進学における対象学校)

第5条 進学の場合における給付金の対象となる学校は、学校教育法による大学、高等専門学校(ただし、特別育成費の支弁対象となる期間を除く)、専修学校、各種学校及び

職業能力開発校等の職業能力開発促進法に基づいた公共職業能力開発施設としての学校とする。

#### (進学給付金)

第6条 進学する場合の給付金は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 入学試験の受験に要する旅費・宿泊費を含む費用(上限 100,000 円)
  - ② 住居確保にかかる敷金及び仲介料等費用の半額(上限 100,000 円)
  - ③ 住居使用にかかる家賃の半額(上限 月額 40,000 円)
  - ④ 進学に際して必要となる日用品等の購入費(上限 50,000 円)
  - ⑤ 進学後に病気等により生活が困窮した場合の臨時生活資金(上限 100,000 円)
  - ⑥ 公的及び民間の奨学金等を活用した上で不足する学費等
  - ⑦ その他事情を勘案して、若竹みらい創造基金給付委員会(以下、「給付委員会」という)が認めた費用
- 2 給付金は、原資の状況及び保護者の経済的状況により、前項各号の実額より減額されることがある。
- 3 給付金は、第13条に該当する場合を除き、返済の義務を負わない。

#### (就職における対象就職先)

第7条 給付金の対象となる就職先は、法人・非法人を問わず、反社会的勢力ではないこと、及び反社会的な事業を営んでいないものとする。

#### (就職給付金)

第8条 就職する場合の給付金は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 入社試験の受験に要する旅費・宿泊費を含む費用(上限 100,000 円)
  - ② 住居確保にかかる敷金及び仲介料等費用の半額(上限 100,000 円)
  - ③ 就職に際して必要となる日用品等の購入費(上限 50,000 円)
  - ④ 就職後に病気等により生活が困窮した場合の臨時生活資金(上限 100,000 円)
  - ⑤ その他事情を勘案して、給付委員会が認めた費用
- 2 給付金は、原資の状況及び保護者の経済的状況により、前項各号の実額より減額されることがある。
- 3 給付金は、第13条に該当する場合を除き、原則として返済の義務を負わない。

#### (給付期間)

第9条 給付期間は、進学の場合は大学等に進学した時から正規の履修課程の終期までを限度とする。また、就職の場合は就職後3年間を限度とする。具体的な給付期間については、給付委員会にて決定する。

## 第 2 章 給付の申請手続きと決定

### (申請手続き)

第 10 条 給付金を希望する場合は、児童及び担当職員は給付金を受けようと申請する年度の 1 月 30 日までに次の各号の申込書等を施設長に提出しなければならない。

但し、入学・入社試験にかかる費用は試験 1 か月前まで申し出ることができる。

- ① みらい創造基金給付金申込書 (様式 1、様式 2)
- ② 進学・就職にかかる収支計画書 (様式自由)
- ③ 志望する大学等の入学金、授業料等の記載された資料

2 前項第 2 号の収支計画書は、申請時の預貯金やアルバイト収入等を加味して作成しなければならない。

3 給付金を申請する際は、必要な金額を明確にしてしなければならない。

### (給付の決定)

第 11 条 給付の決定は、前条の申込書等に基づき、給付委員会が会議を開催して行う。

2 給付委員会は申請者と面接を行い、給付の可否を決定する。

3 給付の可否の結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

4 給付の受給が決定した者は、進学を志望する大学等や就職予定先に合格した際は、速やかに合格等の通知書の写しを、進学の場合は入学金納入通知書も合わせて、給付委員会に提出しなければならない。

## 第 3 章 給付方法、給付の停止・取消と返還

### (給付方法)

第 12 条 給付金は、給付受給者から大学等の入学金、授業料及び学業にかかる指定納付書の提出を受け、社会福祉法人みんなできの法人本部 (以下、「法人本部」という) が大学等に直接支払いを行うものとする。

2 住居・生活にかかる一時的な費用については、給付受給者が法人本部へ領収書を提出することにより給付する。

3 家賃などの月額費用については、給付受給者が賃貸借契約書の写し等を法人本部へ提出し、給付受給者の指定する口座に毎月法人本部より振込により給付する。

### (給付の停止・取消と返還)

第 13 条 給付受給者が次の各号に該当すると認められる場合は、大学等や会社より事情等を確認した上、給付委員会での審議を経て、給付金の停止又は取消し、返還を求

めることができる。

- ① 退学、退社したとき
- ② 長期にわたり欠席若しくは休学、又は欠勤若しくは休職したとき
- ③ 学業成績等が不良となったと認められるとき
- ④ 学業等に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき
- ⑤ 法令等に違反する行為をしたとき
- ⑥ その他、給付を受ける者として不相当であると給付委員会が認めたとき

(給付の辞退)

第 14 条 給付受給者は事情により給付金受給の辞退を申し出ようとする場合、辞退願いを給付委員会に提出するものとする。

#### 第 4 章 受給者の義務

(在籍証明等の提出)

第 15 条 給付受給者は、毎年 4 月 1 日現在の生活状況(在校及び成績証明、在職証明等)を給付委員会に提出しなければならない。

(納入通知書の提出)

第 16 条 給付受給者は、大学等の授業料及び学業にかかる納入通知書を受けた場合、速やかに給付委員会に納入願いを提出しなければならない。

(届出義務)

第 17 条 給付受給者が次の各号に該当するときは、速やかに給付委員会に届け出なければならない。

- ① 休学・復学・転学・留学・留年・退学、又は退職したとき
- ② 停学、停職その他の処分を受けたとき
- ③ 法令等に違反する行為をしたとき
- ④ 本人の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

#### 第 5 章 給付委員会

(給付委員会)

第 18 条 給付の決定は給付委員会が行う。同委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 理事長又は理事長の指名する者
- (2) 若竹寮職員代表

- (3) 評議員代表
- (4) 所轄官庁職員

## 第 6 章 管理・監査等

### (管理)

第 19 条 基金の出納業務は法人本部が行い、必要な書類を整備し、年 1 回給付委員会に報告しなければならない。また、管理責任者は法人本部長とし、施設長は適切に処理されているか常に確認しなければならない。

### (監査)

第 20 条 給付委員会は給付の決定にかかる審議の内容及び出納業務について、年 1 回、法人監事による監査を受けなければならない。また、必要に応じて所轄官庁等へ報告を行う。

### (情報公開)

第 21 条 基金の透明性を担保するため、給付状況及び財務状況について社会福祉法人みんなでいきるのホームページ上にて情報公開をする。

### (規程の改定)

第 22 条 当該規程の改定は、理事会、評議員会の承認を得なければならない。

### 附則（実施期日）

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から実施する。

社会福祉法人みんなでいきる

理事長 大島 誠 殿

## 若竹みらい創造基金給付金申込書

申請日	2020年 月 日	進路	進学 ・ 就職
-----	-----------	----	---------

フリガナ		性別
申請児童氏名		男 ・ 女
生年月日	西暦 年 月 日	年齢 ( 歳)
在校中の高校名		
種別	【公立・私立】【全日制・定時制・通信制】【普通科・その他 ( )】	

就職予定者	就職先	会社名		
		会社の業種	担当する職種	
		入社予定日 月 日	内定 ・ 未定	
進学予定者	志望校①	学校名		
		学部	学科名	取得できる資格
		一部 (昼間部) ・ 二部 (夜間部) ・ その他 ( )		
		受験日 月 日	合格発表日 月 日	合格 ・ 未定
進学予定者	志望校②	学校名		
		学部	学科名	取得できる資格
		一部 (昼間部) ・ 二部 (夜間部) ・ その他 ( )		
		受験日 月 日	合格発表日 月 日	合格 ・ 未定

他の支援制度利用の情報を記載ください

	支援先名称	金額	支援先名称	金額
支援決定		円		円
申請中		円		円
申請予定		円		円

エントリーシート

1. あなたの夢はなんですか。その夢を抱いた理由はなんですか。

.....  
.....  
.....  
.....

2. 高校生活（部活動、生徒会活動、友人関係等）についてご記入ください。

.....  
.....  
.....  
.....

3. あなたが最もがんばったエピソードを教えてください。

.....  
.....  
.....  
.....

---

---

推 薦 状

職員名 \_\_\_\_\_

1. 申請児童を推薦する理由をご記入ください。

.....  
.....  
.....  
.....

2. 申請児童の人物像、資質についてご記入ください。

.....  
.....  
.....  
.....

年 月 日

〇〇〇〇 様

社会福祉法人 みんなでいきる  
理事長 大島 誠 ㊤

## 若竹みらい創造基金給付金決定通知書

下記の通り給付が決定しましたので通知します。

申請日	2020年 月 日	進路	進学・就職
-----	-----------	----	-------

給付金明細	給付額	期間
1 入学、入試に係る旅費宿泊費等費用	円	一時金
2 住居確保にかかる費用	円	一時金
3 住居使用にかかる費用	円	年
4 進学、就職にかかる日用品費	円	一時金
5 生活困窮に伴う臨時生活資金	円	一時金
6 不足の学費等	円	一時金
7 その他	円	

 給付手続きについて

1. 給付金を振込む普通預金口座の表紙及び 1 枚めくった箇所のコピーを提出して下さい。
2. 大学等の入学金、授業料及び学業に係る指定納付書が届きましたら提出をして下さい。  
法人本部より大学等に直接支払います。
3. 住居・生活に係る一時的な費用については、支出した項目がわかる領収書を提出してください。
4. 家賃などの月額費用については申請者の指定する口座へ毎月振り込みます。